令和7年度組織機構の見直しについて(概要)

1 実施時期

令和7年4月1日

2 見直しの基本方針

本市を取り巻く社会情勢の変化や、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、新たにスタートした第 7 次総合計画において本市が目指すべき都市像として掲げている、「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を実現していくために、効率的・効果的な組織体制の見直しを実施する。

3 見直しの内容

(1) 都市整備局内へ新たな部の新設

都市整備局

道路等の社会資本整備を担う部門とは別に、社会的要請が強まっている住宅政策や、個々の建築物への対応を中心とする所属を束ねることにより、住宅・建築部門の組織力の強化を図るため、都市整備局内に「住宅建築部」を新設する。

(2) 住宅政策に一元的に取り組む課の新設

市民局·都市整備局

空き家対策を含む住宅に関連する施策を総合的に推進するため、住宅政策に関する窓口を一元化し、くらし安全安心課所管の空き家関連業務と、都市計画課住宅・まちづくり推進室所管の住宅関連業務に取り組む「住宅政策課」を、都市整備局内に新設する。

これに伴い、「住宅・まちづくり推進室」は廃止する。

現行

都市整備局(下水道部省略) (1部14課4室) 都市計画課 《住宅・まちづくり推進室》※廃止 «デジタル社会基盤整備室» 交通政策課 道路管理課 道路整備課 《用地室》 河港課 **«水路対策調整室»** 公園緑地課 建築指導課 南部土木センター 建築課 市営住宅課

令和7年4月1日以降

	市整備局(下水道部省略) 部15課3室)
	都市計画課 «デジタル社会基盤整備室»
	交通政策課
	道路管理課
	道路整備課 «用地室»
	河港課 «水路対策調整室»
	公園緑地課
	南部土木センター
作	主宅建築部 新設
	住宅政策課新設
	建築指導課
	建築課
	市営住宅課

(3) 生活福祉課を2課体制に見直し、新たな課の新設

健康福祉局

生活保護世帯の増加等に効率的・効果的に対応できる事務処理体制を整備し、生活保護受給者に対するきめ細やかな対応を行うため、生活福祉課を2課体制に見直すこととし、「生活福祉課」を廃止して、「生活福祉第一課」、「生活福祉第二課」を新設する。



4 組織数の増減

R6年4月1日 : 12局 8部 102課 22室 R7年4月1日 : 12局 9部 104課 21室

(内訳)

区分	増		減		差引
局					
部	+ 1	住宅建築部			+ 1
課	+ 3	生活福祉第一課 生活福祉第二課 住宅政策課	- 1	生活福祉課	+2
室			- 1	住宅・まちづくり推進室	- 1